

市川市簡易型自動録音機の譲与に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、市民が電話d e詐欺（還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺をいう。）の被害に遭わないよう簡易型自動録音機を譲与することにより、当該詐欺による被害防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「簡易型自動録音機」とは、電話を受信した際に会話の内容を録音する旨の音声案内が流れるとともに会話の内容を自動で録音することができる機能を備えた機器であって、固定電話機に接続することができるものをいう。

(譲与を受けることができる者)

第3条 簡易型自動録音機の譲与を受けることができる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている65歳以上の者（第6条第1項の申込みをしようとする日の属する年度の末日までに65歳に達する者を含む。）とする。

(譲与を受けることができる回数)

第4条 簡易型自動録音機の譲与を受けることができる回数は、原則として、1世帯につき1回限りとする。

(費用)

第5条 簡易型自動録音機の譲与に係る費用は、無償とする。

(譲与の申込み)

第6条 簡易型自動録音機の譲与を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、市川市簡易型自動録音機譲与申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込書には、第3条第1号に掲げる要件を満たす者であることを証する書類を添付するものとする。

(譲与の承諾)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、簡易型自動録音機の譲与の承諾又は不承諾を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により簡易型自動録音機の譲与の承諾をする旨の通知をする場合にあっては、当該通知に係る申込みをした者に対する簡易型自動録音機の譲与をもって、当該通知に代えることができる。

(譲与の条件)

第8条 簡易型自動録音機の譲与を受けた者は、当該譲与を受けた日の属する会計年度の終了後5年間、市長からの要求があったときは、譲与を受けた簡易型自動録音機の現況について市長に報告しなければならない。

(処分の制限)

第9条 簡易型自動録音機の譲与を受けた者は、市長の承認を受けないで、簡易型自動録音機の譲与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年5月12日から施行する。

この基準は、令和6年10月31日から施行する。